電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第一条　電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
（試験科目） **第九条**　試験は、次の各号に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目について行う。 一　伝送交換主任技術者資格者証 ［イ　略］ ［削る］ ロ　伝送交換設備及び設備管理 伝送交換設備の概要並びに当該設備の設備管理、セキュリティ管理及びソフトウェア管理 ハ　［略］ 二　線路主任技術者資格者証 ［イ　略］ ［削る］ ロ　［略］ ハ　［略］ （試験員の要件） **第四十七条**　法第七十六条の総務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 ［一　略］ 二　学校教育法による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、電気通信技術に関する業務に十年以上従事した経験を有するもの 三　学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気通信工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 四　総務大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認める者	（試験科目） **第九条**　国家試験は、次の各号に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目について行う。 一　［同上］ ［イ　同上］ ロ　専門的能力 伝送、無線、交換、データ通信及び通信電力のうちいずれか一分野に関する専門的能力 ハ　［同上］ 伝送交換設備の概要並びに当該設備の設備管理及びセキュリティ管理 ニ　［同上］ 二　［同上］ ［イ　同上］ ロ　専門的能力 通信線路、通信土木及び水底線路のうちいずれか一分野に関する専門的能力 ハ　［同上］ ニ　［同上］ （試験員の要件） **第四十七条**　［同上］ ［一　同上］ ［新設］ ［新設］ 二　総務大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認める者